

# 非違行為防止・コンプライアンス チェックシート

このチェックシートは、日頃から注意すべき事項について、各先生方がご自分で確認していただくことを目的としています。自己診断を行うことで、自らの問題点を自覚し、コンプライアンス意識をさらに高めていただくためのものです。

|            |   |                         |
|------------|---|-------------------------|
| 自己診断<br>基準 | A | そうである（できている）            |
|            | B | どちらかといえば、そうである（できている）   |
|            | C | どちらかといえば、そうではない（できていない） |
|            | D | そうではない（できていない）          |

※該当する欄に○印を

## 1 業務に関する姿勢

| チェック項目 |                                     | 自己診断 |   |   |   |
|--------|-------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                     | A    | B | C | D |
| ①      | 従来のやり方にとどまらず、新しく効果的で効率的な進め方を志向している。 |      |   |   |   |
| ②      | 必要な知識や技能を習得するため、積極的に研修を受講している。      |      |   |   |   |
| ③      | 生徒・保護者・地域住民のニーズを把握するための工夫をしている。     |      |   |   |   |
| ④      | 職務上知りえた秘密は、絶対に漏らさない。                |      |   |   |   |
| ⑤      | 不祥事を他人事と考えず、危機意識を持つように努めている。        |      |   |   |   |

## 2 人権の尊重

| チェック項目 |                              | 自己診断 |   |   |   |
|--------|------------------------------|------|---|---|---|
|        |                              | A    | B | C | D |
| ①      | 人権問題が身近に存在していることを意識している。     |      |   |   |   |
| ②      | どのような言動が人権侵害にあたるかを理解している。    |      |   |   |   |
| ③      | 差別的な言動を行っていない。               |      |   |   |   |
| ④      | 積極的に人権研修を受講している。             |      |   |   |   |
| ⑤      | セクハラやパワハラも人権侵害の一つであると認識している。 |      |   |   |   |

## 3 体罰の禁止

| チェック項目 |                                                                      | 自己診断 |   |   |   |
|--------|----------------------------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                                      | A    | B | C | D |
| ①      | 体罰は、生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であると認識している。                                   |      |   |   |   |
| ②      | 遅刻や怠学などの理由で、授業中に教室外に出すことは体罰にあたることを理解している。                            |      |   |   |   |
| ③      | 生徒との信頼関係が強いと考え、体罰や肉体的苦痛を伴う指導を、正当化してはいない。                             |      |   |   |   |
| ④      | 部活動等における技術的な指導の際の暴力は、体罰にすらあたらない暴力行為であることを理解している。                     |      |   |   |   |
| ⑤      | 厳しい指導により大会実績を残していることを理由に、体罰を正当化しないようにしている。                           |      |   |   |   |
| ⑥      | 問題を起こした生徒を個別に指導する際は、不必要に閉め切った部屋で行わないようにするか、閉め切る場合は複数の教員で対応するようにしている。 |      |   |   |   |
| ⑦      | 生徒との信頼関係を構築することが大切であり、体罰では人間は育たないことを理解している。                          |      |   |   |   |
| ⑧      | 生徒指導を一部の教員に任せることはせず、学年または学校全体で組織的に指導にあたり、各自が責任をもって生徒指導に取り組んでいる。      |      |   |   |   |
| ⑨      | 同僚同士で、生徒の指導方法の改善等について、意見交換を行うように努めている。                               |      |   |   |   |

#### 4 交通法規遵守

| チエック項目 |                                                                        | 自己診断 |   |   |   |
|--------|------------------------------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                                        | A    | B | C | D |
| ①      | 飲酒量の多少に関わらず、「飲んだら絶対に運転はしない」という意識を明確に持っている。                             |      |   |   |   |
| ②      | 飲酒運転による人身事故は、他の人身事故と異なり、危険運転致死傷罪が適用されることを理解している。                       |      |   |   |   |
| ③      | 飲酒運転をすると、免職処分となることを理解している。                                             |      |   |   |   |
| ④      | 飲酒運転に同乗した場合、飲酒運転になると知りながら運転者に酒を勧めた場合も免職処分となることを理解している。                 |      |   |   |   |
| ⑤      | アルコールが抜けていないのに、「自分はもう酔っていない」という根拠のない判断が、飲酒運転につながることを認識している。            |      |   |   |   |
| ⑥      | 飲酒後に睡眠をとっても、飲酒運転となる場合があることを理解している。                                     |      |   |   |   |
| ⑦      | 翌日に車を運転する場合、アルコールが残らないように、飲酒量を制限している。                                  |      |   |   |   |
| ⑧      | 車両等は、扱い方次第で人命を奪う凶器になるということを認識している。                                     |      |   |   |   |
| ⑨      | 事故防止には「三つの10」（10分早めの出発・10%の減速・十分な車間距離）が有効であると理解している。                   |      |   |   |   |
| ⑩      | 追突事故を防ぐために、十分な車間距離を保つようにしている。                                          |      |   |   |   |
| ⑪      | 「だろう」運転をせず、常に注意を払って運転している。                                             |      |   |   |   |
| ⑫      | 高齢者や子供が歩いていたり自転車を運転したりしている時には、特に注意を払い、相手の不意な動きにも対応できるようにしている。          |      |   |   |   |
| ⑬      | 法定速度30km（高速道40km）超の速度違反により検挙された場合、懲戒処分となることを理解している。                    |      |   |   |   |
| ⑭      | 「速度超過で捕まるのは運が悪い」「事故さえ起こさなければ多少の速度超過は問題ない」などの認識を持つ同僚に対しては、意見するよう心がけている。 |      |   |   |   |
| ⑮      | 自転車を運転する場合、左側通行であることと、飲酒して運転した時は飲酒運転になることを理解している。                      |      |   |   |   |

#### 5 個人情報保護

#### 6 情報セキュリティ

| チエック項目 |                                                        | 自己診断 |   |   |   |
|--------|--------------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                        | A    | B | C | D |
| ①      | 個人情報について、どこに何を保存しているかを把握している。                          |      |   |   |   |
| ②      | 机上等、身の周りに個人情報が記録されたUSBメモリなどをそのまま放置せず、きちんと管理している。       |      |   |   |   |
| ③      | 校内・校外を問わず、個人情報は電子メールにより送受信しないようにしている。                  |      |   |   |   |
| ④      | 個人所有のパソコンのハードディスクには、個人情報を保存しないようにしている。                 |      |   |   |   |
| ⑤      | 買い物や食事などに行く際、車内に個人情報が保存されたパソコンやUSBなどを放置しないようにしている。     |      |   |   |   |
| ⑥      | 年度替りの時期などには、不要となった個人情報を適切に廃棄している。                      |      |   |   |   |
| ⑦      | 取り扱う個人情報を最小限にする工夫や、個人の認識を困難にさせる工夫について、同僚等との情報交換に努めている。 |      |   |   |   |
| ⑧      | 酒席等の周囲に部外者がいる場所において、生徒の話など個人情報に関わる会話はしないように十分配慮している。   |      |   |   |   |

7 公金の取り扱い

| チエック項目 |                                                              | 自己診断 |   |   |   |
|--------|--------------------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                              | A    | B | C | D |
| ①      | 学校徴収金は、原則として収納日当日に金融機関に入金しており、個人のロッカーや机の中などに保管しないようにしている。    |      |   |   |   |
| ②      | 学校徴収金の経理においては、出納簿・歳入歳出簿等に記帳するとともに、収入支出調書・領収書の保管と整理を適切に行っている。 |      |   |   |   |
| ③      | 学校徴収金について、たとえ一時的であっても、立替や流用をしないようにしている。                      |      |   |   |   |
| ④      | 業者への支払いは速やかに行っている。                                           |      |   |   |   |
| ⑤      | 通帳と印鑑の管理は、別々の者が行っている。                                        |      |   |   |   |
| ⑥      | 会計監査については、利害の絡まない第三者に任せている。                                  |      |   |   |   |

8 アカウンタビリティについて

| チエック項目 |                                                 | 自己診断 |   |   |   |
|--------|-------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                 | A    | B | C | D |
| ①      | 自分の業務の目的や内容について、生徒・保護者・地域住民等に対して具体的に説明することができる。 |      |   |   |   |
| ②      | わかりやすい情報を、積極的に生徒・保護者・地域住民等に提供するように工夫している。       |      |   |   |   |

9 セクハラ禁止

10 パワハラ禁止

| チエック項目 |                                                                     | 自己診断 |   |   |   |
|--------|---------------------------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                                     | A    | B | C | D |
| ①      | 親しさの表現や無意識の言動であっても、相手が不快に感じればセクハラ等にあたることを理解している。                    |      |   |   |   |
| ②      | 生徒は、セクハラを受けても、明確な意思表示ができない場合が多いことを理解している。                           |      |   |   |   |
| ③      | 不必要に、容姿・服装等を話題にしたり、生徒の身体を眺めたりしないようにしている。                            |      |   |   |   |
| ④      | 生徒を指導する際、不必要に生徒の頭・肩・腕などの身体に触れないようにしている。                             |      |   |   |   |
| ⑤      | 運動部の指導において、教員や生徒同士による異性へのマッサージ行為等は行わないようにしている。                      |      |   |   |   |
| ⑥      | 生徒とは、私的な理由による電話やメール等のやりとりはしていない。                                    |      |   |   |   |
| ⑦      | 自分の発言に、生徒を不快にさせる性的な言葉が含まれていないかを、常に気を付けている。                          |      |   |   |   |
| ⑧      | この程度のことは相手も許容するだろうというような勝手な思い込みや憶測をしていないか、いつも気を付けている。               |      |   |   |   |
| ⑨      | 面談や個別指導で、必要ないのに男女1対1の密室状態をつくっていない。ドアを閉める必要がある場合には、複数で指導にあたる配慮をしている。 |      |   |   |   |
| ⑩      | 「男のくせに泣くな!」とか「女のくせに生意気だ!」など、「男だから…」「女だから…」という意識で指導しないように気を付けている。    |      |   |   |   |
| ⑪      | 同僚を働く仲間として尊重している。                                                   |      |   |   |   |
| ⑫      | 同僚の(に)話を無視する(される)ことはない。                                             |      |   |   |   |
| ⑬      | 人前で激しく叱責する(される)ことはない。                                               |      |   |   |   |
| ⑭      | 同僚の(から)人格を否定するような発言をする(される)ことはない。                                   |      |   |   |   |

## 11 利害関係者との関係

| チエック項目 |                                                        | 自己診断 |   |   |   |
|--------|--------------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                        | A    | B | C | D |
| ①      | 自分にとって利害関係者とはどういう関係の人なのかを理解している。                       |      |   |   |   |
| ②      | 保護者・業者等から、サービスや金銭・物品の供与を受けたことはない。                      |      |   |   |   |
| ③      | 業者等との打ち合わせ等の際は、複数で対応するようにしている。                         |      |   |   |   |
| ④      | 利害関係者以外であっても、地域住民等から疑惑や不信を招くようなことはしていない。               |      |   |   |   |
| ⑤      | 相手が利害関係者かどうか、相手方との行為が許されるかどうかなどの疑問を、すぐに同僚等に相談することができる。 |      |   |   |   |
| ⑥      | 旅行的行事や部活動の遠征等で、昼食（弁当）を保護者（生徒）に準備させることはない。              |      |   |   |   |

## 12 苦情等への対応

| チエック項目 |                               | 自己診断 |   |   |   |
|--------|-------------------------------|------|---|---|---|
|        |                               | A    | B | C | D |
| ①      | 苦情等に関する情報は、職場内で共有している。        |      |   |   |   |
| ②      | 対応は丁寧に行うことを心がけている。            |      |   |   |   |
| ③      | 不正・不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応している。 |      |   |   |   |

## 13 知的財産権への対応

| チエック項目 |                                             | 自己診断 |   |   |   |
|--------|---------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                             | A    | B | C | D |
| ①      | 著作権や特許権などの知的財産権を侵害しないよう留意している。              |      |   |   |   |
| ②      | 公的な資料への著作物の引用を行う際は、著作権者の許諾を得ている。            |      |   |   |   |
| ③      | 日々の業務において、知的財産権の対象を認識している。                  |      |   |   |   |
| ④      | 知的財産権が付与されている物は、原則的に権利者に無断で使用できないことを認識している。 |      |   |   |   |

## 14 環境への配慮

| チエック項目 |                                              | 自己診断 |   |   |   |
|--------|----------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                              | A    | B | C | D |
| ①      | 不要な箇所は消灯したり、コンセントをこまめに抜いたりする等、普段から節電を心がけている。 |      |   |   |   |
| ②      | 過剰包装を断る等、ゴミを出さないよう心がけるとともに、ゴミを出す際は分別している。    |      |   |   |   |
| ③      | 蛇口はこまめに閉めるなど、普段から節水を心がけている。                  |      |   |   |   |
| ④      | 環境に配慮した製品を購入することを心がけている。                     |      |   |   |   |

## 15 社会貢献活動に関して

| チエック項目 |                                                    | 自己診断 |   |   |   |
|--------|----------------------------------------------------|------|---|---|---|
|        |                                                    | A    | B | C | D |
| ①      | 自分が地域社会の一員であることを自覚し、ボランティア活動やコミュニティ活動等に積極的に参加している。 |      |   |   |   |
| ②      | 町内会や子ども会など、地域の活動に積極的に参加している。                       |      |   |   |   |
| ③      | 住民としての生活感覚を磨き、住民ニーズの一端を理解しようと心がけている。               |      |   |   |   |